

# 大学コンソーシアム八王子 会則

(名称)

第1条 この団体は、大学コンソーシアム八王子（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、八王子地域に多くの大学等がある地域特性を活かし、大学・市民・経済団体・企業・行政等が主体性を持って連携・協働し、地域の活性化、外国人留学生の支援、情報の発信、調査研究、交流促進等に取り組むことにより、大学、学生、市民それぞれが地域に大学があるメリットを感じることができ、高等教育の充実、地域社会の発展並びに地域の国際化を目指すなど魅力ある学園都市の形成に向けた中心的な役割を担うこととする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成し八王子がまるごとキャンパスとなることを目指し、次に掲げる事業を行う。

- (1) 小中高大連携や大学等の地域貢献活動の支援などを行う大学等連携事業
- (2) 加盟大学を全国に周知する活動などを行う情報発信事業
- (3) まちの活性化や学生イベント活動等への支援などを行う学生活動支援事業
- (4) 加盟大学と産業界との連携などを行う産学公連携事業
- (5) 生涯学習の推進や大学施設の市民開放の拡大などを行う生涯学習推進事業
- (6) 外国人留学生の生活や活動の支援の充実などを行う外国人留学生支援事業
- (7) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する八王子地域の大学等(大学、短期大学、高等専門学校)、市民団体、経済団体、行政、企業、公益団体等の会員で組織する。

(入退会)

第5条 新たに本会へ入会しようとする者は、加盟の同意書を理事会へ提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 会員が退会しようとする場合は、退会届を理事会へ提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第6条 会員は、毎年6月までに会費を納付しなければならない。

2 会員の会費の年額は別表のとおりとする。

3 新規会員は、入会が承認された月の翌月からその年度末までの月額計算額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を1,000円に切り上げる。）の会費を、入会が承認された月の翌々月末までに納入しなければならない。

4 既納の会費は、事由の如何に関わらず払い戻しはしない。

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上15名以内

(2) 監事 2名

2 前項第1号に規定する理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。

3 第1項第1号に規定する理事には、第13条第3項に規定する運営委員会委員長を含むものとする。

(役員を選任)

第8条 理事及び監事は総会で選任し、理事は互選で会長及び副会長を定める。

2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第9条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長が予め指名した順序により副会長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

3 理事は、理事会を組織し、総会へ付議すべき事項や総会の議決を要しない事項を議決し、執行する。

4 監事は、会計の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(総会)

第11条 総会は、本会の最高意思決定機関であり、第4条の会員をもって組織する。

2 総会は、通常総会と臨時総会とし、通常総会は毎年1回開催する。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会の議長は、会長とする。

5 総会は、会員の半数以上の出席をもって成立する。

6 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 総会は、次の事項について議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の決定

(2) 事業報告及び収支決算の承認

(3) 役員を選任

(4) 会則及び各規程の変更

(5) その他、本会の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項

(理事会)

第12条 理事会は、理事をもって構成し、会長の招集により必要に応じて開催する。

2 理事会の議長は、会長とする。

3 理事会は、理事総数の3分の2以上の者の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない理由により理事会に出席できない者は、理事会の議事につき、予め会長に書面をもってその意思を表示することにより、出席したものとする。

4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 理事会は、次の事項について議決する。

(1) 総会へ付議すべき事項

(2) 入会に関する事項

(3) その他、本会の業務に関する重要事項で総会での議決を要しない事項

(運営委員会)

第 13 条 理事会提出議案や理事会の議決を要しない事項の協議及び会員間の情報共有等を図るため、本会に運営委員会を設置する。

2 運営委員会は、理事が所属する団体の事務担当者及び会長が指名する者（若干名）により構成する。

3 運営委員会に委員長を置き、運営委員会を構成する委員の中から互選により決定する。

4 運営委員会に副委員長を置き、運営委員会委員長が運営委員会を構成する委員の中から指名する。

5 運営委員会に関して必要な事項は別に定める。

(部会等)

第 14 条 本会の事業実施の円滑な遂行を図るため、部会を設置する。

2 部会の設置及び運営に関して必要な事項は別に定める。

(事務所)

第 15 条 本会は、事務所を東京都八王子市旭町 9-1 八王子市学園都市センター内に置く。

(事務局)

第 16 条 本会の庶務、会計等の事務を処理するため、公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団に事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(事業年度)

第 17 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 18 条 本会の事業計画及び収支予算は、会長が編成する。

(事業報告及び収支決算)

第 19 条 本会の事業報告及び収支決算は、監事の意見を付け、会長が作成する。

(雑則)

第 20 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関しての必要な事項は別に定める。

附則

1 この会則は、設立総会開催日（平成 21 年 3 月 28 日）から施行する。

附則

2 この会則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

3 この会則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	会費の年額
大学等	1校(同一の学校法人が複数の大学等を開設している場合は1校とみなす)につき200,000円及び八王子地域の校舎に在学する学生1人につき10円
市民団体	20,000円
経済団体、企業、公益団体等	50,000円
行政	100,000円
行政が設置する公益団体	100,000円

備考 大学等の学生の数は、前年度5月1日現在の人数とし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を1,000円に切り上げる。